

## 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題となっている。本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきであるとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本における認知症対策への取り組みが注目されているところである。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととした。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立等の総合的な取り組みが求められるところである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
  2. 認知症に見られる不安、抑鬱、妄想など心理行動症状の発症、悪化を防ぐため、地域包括ケアシステムの中に、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を適切に組み入れること。
  3. 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（買物弱者への支援等）を広く周知すること。
  4. 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検、評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月15日

大 阪 府 茨 木 市 議 会